愛知県産業労働部商業流通課 計量指導・検査グループ 様

社団法人愛知県環境測定分析協会 会長 濱地 光男

計量法による計量対象物質における放射線測定の届出義務について (見解のお伺い)

東北地方震災によって福島第一原子力発電所による放射能飛散事故により物質の放射線 測定を(環境)計量証明事業所が受託するケースが増大している。この現状に鑑み精度管 理の重要性、依頼者保護も踏まえ放射線量の測定値の証明行為を環境計量証明事業所によ る計量証明とすることが望ましいと考える。

計量法第二条 「計量」とは次に掲げるものとして(以下「物象の状態の量」という)・・ いくつか挙げられているがその中に**濃度、**中性子放出率、**放射能、**吸収線量、吸収線 量率などなど。

この中で濃度について第五章 計量証明の事業 第二十八条に法 107 条第二号の政令 に定める物象の状態の量は次の通りとする。

1. 大気 (大気に放出される気体を含む)、水又は土壌 (水底堆積物を含む) 中の **物質の濃度**

計量法附則第三条の計量単位等を定める政令

別表第一 五 **放射能** 計量単位 壊変毎秒 定義 一ベクレル、 計量単位 壊変毎分 定義 ベクレルの六十分の一 とある。

現在、設けられている規制放射線量の単位(証明報告の単位)は 137 C s $^{---}$ Bq/Kg もしくは 137 C s $^{---}$ Bq/m 2 、 137 C s $^{---}$ Bq/m 3 となっている。(一般)計量証明の対象とも考えられる が、本件は計量法で言う「取引」には該当しないこと、現在問題となっているのは環境分野であり(環境)計量証明事業に該当とすることが、本来の趣旨に妥当と考えるので検討ならびに見解を伺いたい。

以上

計量法による計量対象物資における放射線測定の 届出義務について(回答)

平成24年1月31日付けで照会を頂きましたこのことについては、平成23年6月9日に開催されました都道府県計量行政協議会総会の場で「放射能測定のニーズが高まる中、実際に計量する機関が今のままで良いのかと不安になる。」と意見に対する経済産業省産業技術環境局知的基盤課の見解が有りますので、それにより回答をさせてもらいます。

【国の見解】

計量法では放射性線物質に係る計量に関して、法第二条第一項において物象の状態の量として、放射能、吸収線量、線量当量が規定されています。計量証明事業登録に関しては、法第百七条で定められているが、放射能、吸収線量、線量当量は、計量法上の計量証明事業の濃度には当たらないので、計量証明事業登録の対象に該当しない。

- 1 放射能測定については、世間の不安を背景にして、ニーズが高まっており、拡大している中で、あらかじめ都道府県知事に登録を受けないと事業が出来ないような仕組みだと規制強化となり、ニーズに対応しきれなくなる懸念がでてくる。
- 2 放射能測定の精度に関しては、JCSS(校正事業者登録制度)の対象として計量 標準が供給されており、計量器の精度が保てる仕組みが構築されている。
- 3 技術基準や測定方法については、JIS や原子力安全委員会や厚生労働省の食品 関係に基準がある。

【県の見解】

現在のところ放射能、吸収線量、線量当量は、計量法上の計量証明事業の濃度に当たらないとの国の見解に沿って、これらは、計量証明事業登録の対象に該当しないので、証明事業を行うために県に登録する必要はないと考えていますので、登録の申請は出させていません。